

○玄海町公園の設置及び管理に関する条例

平成23年3月25日

条例第5号

（設置）

第1条 本町における観光の振興を図るとともに地域住民の憩いの空間及びコミュニティ活動の場を提供し、地域社会の活性化を図るため、公園を設置する。

（名称及び位置）

第2条 公園の名称及び位置は次の表のとおりとする。

名称	位置
三島公園	玄海町大字石田字津加根
轟木公園	玄海町大字轟木字受付
浜野浦棚田展望台	玄海町大字浜野浦字長倉
藤ノ平ダム公園	玄海町大字藤平字藤平

（行為の禁止）

第3条 何人も公園において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 公園内の土地及び物件を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 木竹を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。
- (3) 土地を掘りおこし、土石の類を採取し、その他土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) ごみその他の汚物を捨て、その他不衛生な行為をすること。
- (6) はり紙、はり札その他広告物を表示すること。
- (7) 公園に居住すること。
- (8) 危険のおそれのある行為又は他人の迷惑となるような行為をすること。
- (9) 前各号のほか、公園の利用及び管理に支障のある行為をすること。

（行為の制限）

第4条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければ

ならない。

(1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 営業を目的として写真又は映画の撮影その他これに類する行為をすること。

(3) 興行を行うこと。

(4) 指定された場所以外の場所へ車両等を乗り入れ、又は止めておくこと。

(5) 立入禁止区域に立ち入ること。

(6) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則の定めるところにより、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所、行為の内容等の事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該変更事項を記載した申請書を町長に提出し、その許可を受けなければならない。

4 町長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項又は前項の許可を与えることができる。

5 町長は、第1項及び第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用の禁止又は制限)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(1) 公園の損壊その他の理由により、公衆の利用に危険が生ずるおそれがあると認められるとき。

(2) 公園に関する工事のためやむを得ないと認められるとき。

(3) 公園の管理上必要であると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が公益上やむを得ないと認めるとき。

(監督処分)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若

しくは公園からの撤去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者

(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合

(3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
(損害賠償)

第7条 町長は、公園の利用者が故意又は重大な過失により、公園に損害を与えた場合には、公園の原形復旧又はこれに要する費用の賠償を命ずることができる。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 玄海町三島公園の設置及び管理に関する条例(平成6年玄海町条例第22号)は、廃止する。